

国際課税委員会（第48回）の概要

文責 森信茂樹

平成23年3月31日、財務省 浅川雅嗣副財務官から「OECD租税委員会議長就任にあたって」というテーマでお話をうかがいました。話の概要は以下の通りです。

1、OECD租税委員会（CFA）について

CFAの活動 OECDでは、行政分野ごとに20以上の委員会が設置されており、租税委員会（CFA）は、税制分野を担当。

CFAは、国際課税分野における国際的なルール作りや共通の問題への対応の検討を行う国際協調の場となっている。具体的な成果物としては、OECDモデル租税条約、移転価格ガイドライン、「有害な税の競争」報告書など。

CFAは、「税の情報交換に関する国際基準」を策定し、約100カ国が参加するグローバル・フォーラムを設立する等、税分野における銀行機密の否定に重要な役割を果たしており、その成果はG20のコミュニケにおいても触れられている。

2、CFAの構成

CFAの最終意思決定の場であるCFA本会合の下に、各専門分野（モデル租税条約（WP1）、移転価格税制（WP6）、非OECD加盟国への知的支援（BCNOE）等）ごとの作業部会が設置されている。

60名を超える専門家によって組織される租税政策・税務行政センター（CTPA: Centre for Tax Policy and Administration）がCFAの事務局として機能。

CFA本会合には、OECD加盟国の他、オブザーバー国（アルゼンチン、中国、インド、南アフリカ）が参加しており、各国からは財務省・税務当局のシニア・オフィシャルが参加。

以下の議事録本文は会員用メールマガジンで配信します。